

9月から10月は「行政相談月間」です
この期間を中心に、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。

期日 9月18日、10月16日の金曜日
時間 午後1時30分～4時
※受け付けは、午後1時から3時30分までです。

場所 生涯学習センター
相談内容 登記、雇用、年金、相続、税金、道路、行政一般など
費用 無料
申し込み 不要
問い合わせ 総務課人権推進・男女共同参画担当

重度心身障がい者の医療費助成
重度の障がいのある人に対し、医療費の自己負担分を助成しています。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

対象 国民健康保険などの各種医療保険に加入し、次のいずれかに該当する人
○身体障がい者手帳1から3級を所持している人
○療育手帳A・Bを所持している人
○精神障がい者保健福祉手帳1級もしくは2級を所持している人
○65歳未満で障がい認定を受けられる状態にあった人で、後期高齢者医療制度に加入している人

対象となる医療費 医療保険制度が適用される医療費の一部負担金
※精神障がい者保健福祉手帳2級の人

お知らせ

生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmへ法定速度が変わる生活道路とは

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

法定速度に変更がない道路は
次のような道路は、引き続き法定速度は時速60kmです。
○道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
○道路の構造上または柵等の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

法定速度が最高速度となります。
その速度が最高速度となります。従来どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。

○道路標識により最高速度が時速40kmと指定されている中央線がない道路では、最高速度は時速30kmではなく時速40kmとなります。

○道路標識により最高速度が時速50kmと指定されている中央分離帯がある道路では、最高速度は時速60kmではなく時速50kmとなります。

ドライバーの皆さんへ
最高速度規制は、交通の安全と円滑を図ることで、ドライバー、歩行者、自転車の皆さんを守るために設けられています。速度の範囲内でも、道路状況や天候等に応じて安全な速度での運転を心がけましょう。

問い合わせ 交通政策課
交通政策・交通安全担当

ひだかインフォメーション
市役所へのご連絡は
☎042-989-2111 ☎042-989-2316
ホームページアドレス
https://www.city.hidaka.lg.jp/

分離されている一般道路
○高速自動車国道のうち、本線車道ならびにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
○自動車専用道路

道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では
その速度が最高速度となります。従来どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。

○道路標識により最高速度が時速40kmと指定されている中央線がない道路では、最高速度は時速30kmではなく時速40kmとなります。

○道路標識により最高速度が時速50kmと指定されている中央分離帯がある道路では、最高速度は時速60kmではなく時速50kmとなります。

ドライバーの皆さんへ
最高速度規制は、交通の安全と円滑を図ることで、ドライバー、歩行者、自転車の皆さんを守るために設けられています。速度の範囲内でも、道路状況や天候等に応じて安全な速度での運転を心がけましょう。

問い合わせ 交通政策課
交通政策・交通安全担当

おでかけワゴンアンケート調査
調査期間 9月25日(金)まで
調査内容 利用者の属性、利用目的、運行内容に対するご意見、満足度等
回答方法 電子申請か、調査票を車内の運転士または直接左記へ

は、自立支援医療受給者証を使用して診療を受けた医療費の一部負担金のみとなります。

住所や加入医療保険が変わったら
登録申請をしている人で、次のいずれかに該当する場合、変更届の提出が必要です。

○住所・加入医療保険・振込口座・身体障がい者手帳等の記載内容に変更があった
○生活保護の受給開始・廃止があった
○施設の入所・退所があった
受給者証の更新 毎年10月1日に一斉更新します。更新時に所得審査を行い、助成対象となった人には新しい受給者証を郵送します。市が所得情報把握できない場合には支給停止となりますのでご注意ください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ
保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付申し出手続き
対象 平成25年8月から令和8年3月までの間に生活保護を受給していた世帯で、現在生活保護を受給していない世帯の当時の世帯主
必要書類 申出書・同意書、申出者の本人確認書類、全世帯員の戸籍謄本の写し(3か月以内に取得したもの)、申出者の振込先口座預貯金通帳の写し、その他必要に応じて添付する書類

※調査票は車内、市内公共施設、左記にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ 交通政策課
交通政策・交通安全担当

9月23日は「手話言語の国際デー・手話の日」21日から27日まででは「国際ろう者週間」です
「手話言語の国際デー」は手話が音声言語と対等であることを認識し、ろう者の人権を守ることを目的として国連で定められました。日本でも、令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、「手話の日」が制定されました。また、9月の最後の1週間は「国際ろう者週間」とし、ろう者への理解や手話に関する啓発が世界各地で行われています。この機会に手話について考えてみませんか。

ね・ん・き・ん ミニ知識
保険年金課
国民年金・医療費担当

新たに年金生活者支援給付金の受給対象となる人に請求書が届きます
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。令和8年度から新たに給付金の支給の対象となる人には、順次、日本年金機構からお知らせとはがき形式の請求書をお届けしていますので、忘れずに提出してください。また、これから年金を受給する人は、年金請求手続きと併せて請求書を提出してください。
※詳しくは、基礎年金番号をご用意の上、所沢年金事務所または給付金専用ダイヤルへお問い合わせください。

問い合わせ
○所沢年金事務所 ☎04-2998-0170
○給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

ブルーライトアップを実施します
総合福祉センター「高麗の郷」正面玄関付近をライトアップします。エントランスでは、手話に関するパネル展示を併せて行います。

期日 9月23日(祝)
時間 午後6時～8時
事務局 日高市社会福祉協議会
☎042-985-9100

問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑧番窓口)

屋外広告物にはルールがあります
屋外広告物を設置している広告主や所有者、事業者等は、条例で定められたルールを守っていただく必要があります。
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問い合わせ 都市計画課建築指導・開発指導担当

申し込み 令和9年7月31日(土)までに郵送(必着)または直接市生活福祉課へ

問い合わせ
○最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
☎0120-1179-445
○生活福祉課生活支援担当(1階⑩番窓口)

健康保険の高額療養費制度
国の制度改正で、健康保険の高額療養費制度が2年にわたり段階的に見直されました。本年は、月額上限額の引き上げと年間上限額が新設されました。

詳しくは、ご加入の健康保険に応じ、健康保険組合または左記へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)、国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

9月10日から16日は「自殺予防週間」です
どんな不安や苦しみも、1人で抱えていては重くなるばかりです。1人で悩まず、相談しましょう。
周囲の人は、眠れない、食欲がない、口数が少ない、お酒の量が増えたなど、いつもと違う様子が見られたら、声をかけてみましょう。

子どもの自殺
18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあります。プレッシャーや精神的動揺が生じやすい時期と考えられます。周囲の大人は、小さなサインや変化に気づき、「心配している」というメッセージを伝えることから考えてみましょう。

相談先・問い合わせ
保健相談センター保健相談担当
☎042-985-5122

就学時健康診断のお知らせ
令和9年度に小学校等へ入学予定の児童を対象に、就学時健康診断を実施します。

子ども自決
18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあります。プレッシャーや精神的動揺が生じやすい時期と考えられます。周囲の大人は、小さなサインや変化に気づき、「心配している」というメッセージを伝えることから考えてみましょう。

相談先・問い合わせ
保健相談センター保健相談担当
☎042-985-5122

就学時健康診断のお知らせ
令和9年度に小学校等へ入学予定の児童を対象に、就学時健康診断を実施します。

学校名	健診日	受付時間
高麗川	10月14日(水)	午後0時50分～1時5分
高萩	10月20日(火)	午後1時15分～1時30分
高萩北	10月6日(火)	午後0時50分～1時5分
武蔵台	10月28日(水)	午後0時45分～0時55分
高根	11月18日(水)	午後1時30分～1時40分
高麗	11月5日(木)	午後1時30分～1時40分

場所 各学校の体育館
対象 市に住民登録をしている令和2年4月2日から3年4月1日までに生まれた就学予定児童
問い合わせ 学校教育課学務担当

遺言・相続・成年後見・離婚のご相談は、地元日高市のアイビー行政書士事務所へ
遺言・相続・成年後見・離婚のご相談は、地元日高市のアイビー行政書士事務所へ
年中無休9時～18時 ☎042-985-7566 (行政書士 田中諭)